

## 子ども・子育て支援金の徴収開始にあたって

子ども・子育て支援金の徴収が始まる。こども未来戦略（23年）が掲げた、少子化の流れを変えるための「加速化プラン」（24～26年度）を推進する、子ども・子育て支援法の改正（24年）に基づくものである。

加速化プランによる施策は3つの柱からなる。ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進である。支援金は、これらの施策に必要な財源の一部を賄うもので、児童手当の拡充、妊婦のための支援給付、こども誰でも通園制度、育児時短就業給付、国民年金第1号被保険者の育児時間に係る保険料の免除制度に必要な費用に充てられる。

加速化プランの完了年度（28年度）の費用総額は3.6兆円。その財源は、既定予算の最大限の活用等（1.5兆円）を行うほか、28年度までに徹底した歳出改革等を行い、それによって得られる公費節減の効果（1.1兆円）および社会保険負担軽減の効果（1.0兆円）を活用する。また、歳出改革と賃上げによる実質的な社会保険負担の軽減効果により、実質的な負担を生じさせないこととしている。

支援金は、全国民が加入する医療保険の保険料徴収システムを活用し、医療保険料にあわせて拠出する、全国民による子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みであり、28年度までに段階的に引上げられる。

この法改正には全野党が反対し、29名の有識者からも支援金制度の撤回を求める声明が出された。しかも社会保険料負担の軽減の声が高まっている今日、はたして混乱なく施行されるかどうか、筆者は懸念していた。

支援金制度に対する疑問・批判の主なものは、(i)医療保険料の流用・目的外使用ではないか、(ii)政府は、子ども・子育て支援による医療保険制度の安定化効果に着目して、支援金を保険料として説明するが、保険給付の対価として徴収されるものではないことからすれば、子ども・子育て支援に充当される租税（目的税）として理解すべきでないか、(iii)支援金の導入による実質的な負担は生じないという説明は、国民には理解し難く、詭弁ではないか、などである。そのほか、SNSでは支援金を「独身税」として揶揄する声も少なくなかった。これらの疑問・批判は今でも解消していない。

このうち(ii)の支援金の性格に関しては、国民の1人ひとりが子育て支援に自覚的に参加し支え合う、共助のシステムとしての社会保険の保険料に類似する負担金としての価値があるのではないか。そのような理解からすれば、支援金は保険料と税の中間に位置する新たな拠出金として位置付けるほうが、合意を得やすく、将来的な発展にもつながるのではないかと筆者は考える。

新たな制度の導入には多少の混乱は避けがたい。今世紀に入ってからでも、介護保険制度や後期高齢者医療制度の導入時には、与党内からも注文がつくなど、生みの苦しみがあつた。それらに比べると、支援金制度は穏当な発足と言えるのかもしれない。当面の課題は、制度の趣旨や仕組みについての丁寧な広報だろう。

山崎 泰彦（やまさき・やすひこ） 神奈川県立保健福祉大学名誉教授

1945年生まれ。社会保障研究所、上智大学、神奈川県立保健福祉大学を経て、2011年より現職。社会保障審議会委員、社会保障制度改革国民会議委員、社会保障制度改革推進会議委員等を歴任。著書に『社会保障・税一体改革の十年』（社会保険出版社、2021年）、『社会保障一時代とともに』（販売：社会保険出版社、2025年）など。

